

泉佐野市こども基本条例

逐条解説資料

令和 5 年 12 月 泉佐野市

目 次

- 1 社会的背景
- 2 条例制定の目的
- 3 (仮称) 泉佐野市こども基本条例 (案) の内容について

前文

第1章 総則

- 第1条(目的)
- 第2条(定義)
- 第3条(基本理念)

第2章 責務及び役割

- 第4条 (市の責務)
- 第5条 (保護者の役割)
- 第6条 (地域住民の役割)
- 第7条 (育ち学ぶ施設の役割)
- 第8条 (事業者の役割)

第3章 施策の実施

- 第 9 条 (こどもの成長の支援)
- 第10条 (相談支援体制の整備)
- 第11条 (特別な支援が必要なこどもへの支援)
- 第12条 (虐待の予防等に関する取組)
- 第13条 (いじめ及び体罰の防止に関する取組)
- 第14条 (不登校及びひきこもりに関する取組)
- 第15条 (経済的に困難な事情にある家庭のこどもへの支援)
- 第16条 (全てのこどもへの適切な支援)
- 第17条 (様々な家庭環境に応じた子育て家庭への支援)
- 第18条 (切れ目のない子育て支援)
- 第19条 (こどもの居場所づくり)
- 第20条 (こどもへの情報提供)
- 第21条 (こどもの社会参加の促進)
- 第22条 (広報及び啓発)
- 第23条 (調査研究等)
- 第24条 (計画の策定等)

第4章 雑則

- 第25条 (委任)

附則

4 参考資料

1 社会的背景

泉佐野市では、令和 2 年 3 月に子ども・子育て支援法の規定に基づく「第 2 期泉佐野市子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法の規定に基づく「泉佐野市次世代育成支援行動計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づく「第 3 次泉佐野市ひとり親家庭等自立促進計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「泉佐野市子どもの貧困対策計画」の 4 つの計画を「いずみさの子ども未来総合計画」として一体的に策定し、こどもや子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

あわせて、国においては、平成 6 年に「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」を批准し、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成 12 年）、「子ども・若者育成支援推進法」（平成 21 年）、「いじめ防止対策推進法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成 25 年）が制定されるなど、法整備が行われているにもかかわらず、児童虐待、不登校、いじめ、こどもの貧困など、こどもに関わる課題が大きな社会問題となっています。

また、「児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）」において、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、児童が権利の主体であること、意見を尊重されること、最善の利益を優先されること等の理念が明確化され、令和 4 年 6 月には、こども家庭庁設置法（令和 4 年法律第 75 号）及びこども基本法（令和 4 年法律第 77 号）が制定され、国においても、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しし、「こどもまんなか社会」を目指して取組をしていくこととされました。

近年、全国的に急速な少子化の進行や核家族化など、家庭の状況や人々の価値観が多様化し、こどもを取り巻く環境は大きく変化し、こどもの安全・安心が脅かされる事象が社会問題になるとともに、こどもが生きづらさを抱え、虐待・貧困・いじめ・不登校・ヤングケアラーなど、こどもの置かれている状況が急激に深刻化してきています。

2 条例制定の目的

本市の 18 歳未満のこどもの人口は年々減少傾向にあり、こどもを取り巻く社会問題へ対応するため、国の法整備に伴い、様々なこどもへの支援を実施していますが、こどもに関する課題は依然として解決しきれていない現状であり、こどもの育ちに関して極めて重要であるこどもの権利の尊重と、その侵害を重要な問題として捉える中、「こども基本法」の理念に即し、権利の主体であるこどもの権利が尊重され、家庭や学校等の学びの場、地域社会で自分らしく安心して暮らすことができるよう「こどもの権利が最大限尊重され、地域の支え合いのなかで豊かに成長できる、子育てのまち いずみさの」の実現を目指しこども施策を推進します。

3（仮称）泉佐野市こども基本条例（案）の内容について

■前 文

- ・泉佐野市こども基本条例には前文を置いています。
- ・前文は条例制定に係る背景や趣旨、目的などを記述していることから、その内容により直接法的な効果が生じるものではなく、各条文を規定するうえでの基本的な考え方となるものです。

こどもは、一人一人が未来を築く大切な、かけがえのない存在であり、未来そのものである。

こどもには、美しい自然に囲まれ、心身ともに健やかに育つ権利がある。地域の文化や伝統に触れながら心豊かに育つ権利がある。自分の将来に夢と希望をもって生きる権利がある。そして、その実現のために必要なことを学ぶ権利がある。何よりもたくさんの愛情に包まれ、安全な環境で安心して育つ権利がある。全てのこどもには、生まれた環境、生活状況、障害の有無、国籍等にかかわらず、生まれたときから、幸せに生きるための権利がある。国際連合総会において1989年に採択された児童の権利に関する条約では、こどもの権利について「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」と定めている。

しかし、児童虐待、貧困、いじめ、不登校、ヤングケアラー—その他こどもの命そのものを脅かす大きな社会問題がある。それらは少子化、家族の多様化、地域のつながりの希薄化、経済的格差の拡大、情報格差の拡大などが背景にあり、私たち大人が作り上げてきた社会が生み出した問題である。差別のない社会、ジェンダー平等社会の実現や地球環境問題など、私たちが次代を担うこどもたちに託さなければならない深刻な課題も多くある。

今を生きるこどもが自分の力を信じ、希望を持って未来を切り開いていけるよう、私たち市民は全力で取り組まなければならない。

泉佐野市は、日本国憲法、児童の権利に関する条約、こども基本法（令和4年法律第77号）その他法令の趣旨を踏まえ、こどもが生まれながらに持っている権利が最大限尊重され、こどもが心身ともに健やかに育ち、学ぶことができる社会及び保護者が安心してこどもを育てることができる社会の実現を目指し、市全体で総合的かつ継続的にこども施策を推進するため、この条例を制定する。

■第1章 総則

・第1章では、泉佐野市こども基本条例の制定趣旨を踏まえ、この条例の目的、用語の定義、条例の柱となる基本理念を定めています。

目 的（第1条）

（目的）

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こどもの健やかな成長の推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに保護者、地域住民、育ち学ぶ施設及び事業者の役割を明らかにするとともに、こども施策を総合的かつ継続的に推進するための基本となる事項を定めることにより、権利の主体であるこどもの権利が尊重され、こどもが家庭、学校その他の学びの場及び地域社会で自分らしく安心して暮らすことができるまちを実現することを目的とする。

【説明】

・この条例を定める目的が、「権利の主体であるこどもの権利が尊重され、家庭や学校等の学びの場、地域社会で自分らしく安心して暮らすことができるまち」の実現であることを目的としています。

定 義（第 2 条）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）こども 18 歳未満の者その他当該者と等しく権利を認めることが適当と認められる者をいう。
- （2）保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護するものをいう。
- （3）地域住民 こどもが育つ地域に居住、通勤若しくは通学する者（こどもを除く。）又は市内で活動する個人（こどもを除く。）若しくは法人その他の団体をいう。
- （4）育ち学ぶ施設 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、社会教育に関する施設、医療機関その他こどもの育ち、学び及び支援を目的としてこどもが通学、通園、通所、利用、入所又は相談する施設をいう。
- （5）事業者 市内で事業活動を行う個人（こどもを除く。）又は法人その他の団体をいう。
- （6）こども施策 こども基本法第 2 条第 2 項に規定するこども施策をいう。

【説明】

- ・本条例を解釈するうえで必要な用語の定義を定めたものです。

（1）こども

- ・「こども」については、児童の権利に関する条約が対象年齢を 18 歳未満としていることや、民法の成年年齢が 18 歳に改正されたことなどを踏まえて、子ども・子育て支援法第 6 条第 1 項のこどもの定義と同じく、この条例でも、原則として 18 歳未満としています。

なお「その他当該者と等しく権利を認めることが適当と認められる者」とは、例えば 18 歳到達後の年度末までにある人や、施策によって、対象をより広くすることが望ましい場合などは、18 歳以上の人であってもこどもに含むことができるよう規定したものです。

また、この条例では、泉佐野市に住所を有するこどものほかに、市内に住所が無くても、育ち学ぶ施設に通園・通学・入所・利用しているこどもも対象としています。

（2）保護者

- ・こどもの定義と同じく、子ども・子育て支援法第 6 条第 2 項の保護者の定義と同じです。

また、親権を行う父母や養親だけでなく、死亡等により親権者がいない場合の未成年後見人のほか、こどもを実際監護している里親や児童養護施設の長などが含まれます。

なお、「監護」とは、監督し、保護することを意味し、ここでは、未成年のこどもと生活を共にし、身の回りの世話をしたり、しつけや教育することを意味します。

（３）地域住民

- ・ こどもの権利保障を進めるには、保護者や育ち学ぶ施設の職員だけでなく、こどものいない方や子育ての終わった方も含めて社会全体で取り組む必要があることから、市民について、広く規定しています。なお、この条例では、泉佐野市に住所を有する人だけでなく、市内に住所が無くても、市内に通勤・通学している人なども、実際に泉佐野市を活動の現場とされている方も、この条例の対象とみなし定義しています。

（４）育ち学ぶ施設

- ・ こどもの権利保障を進めるうえで重要な役割を担う施設を包括的に「育ち学ぶ施設」としています。

【具体例】

- ・ 児童福祉法第 7 条第 1 項に規定されている児童福祉施設等（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター）
- ・ 学校教育法第 1 条に規定されている学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）
- ・ 社会教育法第 9 条に規定する図書館及び博物館、同法第 20 条に規定する公民館、少年自然の家、体育館
- ・ 医療法第 1 条の 2 第 2 項に規定する医療提供施設（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設）
- ・ 上記のほか、子育て支援センター、親子教室、子育てサロン、留守家庭児童会、認可外保育施設、ベビーシッター、学習塾、スポーツ少年団、民間のフリースクール、習い事教室等

（５）事業者

- ・ 次世代を担うこどもの育ちを地域社会全体で支えていくという視点を踏まえると、地域で事業活動を展開する事業者においても、こどもの健やかな育ちに対して一定の役割が求められることから、事業者について規定しています。なお、地域住民は非営利活動を行っている団体等に対し、事業者は主に営利活動を行っている団体等について規定しています。

（６）こども施策

- ・ こども施策の定義については、こども基本法の定義にそらえています。

基本理念（第 3 条）

（基本理念）

第 3 条 こどもへの支援は、次に掲げる事項（以下「基本理念」という。）に基づいて推進されなければならない。

- （１） こどもの置かれている環境にかかわらず、差別、虐待、体罰、いじめその他の問題に悩み苦しむことなく生きていくことができるよう、日本国憲法、児童の権利に関する条約、こども基本法その他法令の理念に基づき、こどもの基本的人権を尊重し、その権利を擁護すること。
- （２） こどもが発達段階に応じた学び及び遊びを通じて豊かな人間関係を育み、自ら意見を表明し、及び主体的に

社会に参加することのできる環境を整備すること。

(3) こどもが自らを大切に思い、他者の人権を尊重する力を持ち、次代の社会を担うことができるようにすること。

(4) こどもを地域社会全体で健やかに育むため、市、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設及び事業者が、それぞれの役割に応じて、自主的かつ主体的に責務を果たすとともに、互いに連携協力し、総合的に取り組むこと。

【説明】

・第 1 号では、こどもは、日本国憲法や児童の権利に関する条約等により保障されていますが、近年、重大な人権侵害である虐待等の認知件数が増加しています。まわりの大人たちは、性別、性自認及び性的指向、国籍、障害の有無、経済状況、家庭のかたち等にかかわらず、こどもが一人の権利を持った人間であることを認識し、これらの事案に巻き込まれて悩み、苦しみ、心身の健やかな成長が妨げられないようこどもの人権を尊重します。

・第 2 号では、こどもは、成長段階に応じた学びや遊びを通じて、様々な世代の人々とよりよい人間関係を築くことで、地域社会に溶け込むことができ、自らが社会の一員であることを自覚できるようになります。また、こどもの意見が地域社会に反映されることで、自らがその一員であることを実感でき、自立を促すことができることから、こどもが主体的に社会に参加できる環境の整備を行います。

・第 3 号では、こどもが人権の主体者であるためには、まず自分自身が、かけがえのない大切な存在であるということに気づく必要があります。そのことが、こども自身が虐待やいじめ等から自分自身を守る力の基礎になります。また、自分自身がかけがえのない大切な存在であることを理解しなければ、他者の人権を尊重する意識や態度、行動が生まれません。自分や他者の人権を大切に思うこどもたちが大人になったとき、そのこどもたちは、大切に育てられ、豊かな社会がつくられていくことが期待できます。

・第 4 号では、こどもの養育及び発達についての第一義的責任は保護者にありますが、こどもへの支援をより効果的に実施するためには、家庭はもとより、市、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設及び事業者がそれぞれの特性を活かしながら地域社会全体で相互に連携しながら、こどもの成長段階に応じて切れ目なく継続的に支援する必要があります。

■第 2 章 責務及び役割

こどもに関する様々な法令には、市や保護者の責務について規定されているものがあります。

しかし、こどもへの支援については、地域社会全体の連携が必要であることから、こどもを取り巻く大人たちを、市、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設、事業者に分類し、本条例の目的を達成するため、基本理念に基づき、それぞれが負うべき責務及び役割を定めます。

市の責務（第 4 条）

（市の責務）

第 4 条 市は、基本理念にのっとり、国、地方公共団体その他関係機関（第 10 条第 1 項において「関係機関等」という。）と連携し、こどもの最善の利益を優先して考え、こどもへの支援を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、こども施策の一層の充実を図るため、必要な体制を整備するものとする。

3 市は、こども施策の推進に当たり、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設及び事業者（以下「保護者等」という。）がそれぞれの責務を果たすことができるよう、これらの者に対して必要に応じて支援し、相互に連携を図ることができるよう調整を行うものとする。

【説明】

・本条は、市の責務をより明確にしたものです。他の関係者と異なる点として、市の場合は「責務」を明記し、こども・子育て支援についてより強い責任を持つことを示しています。

なお、ここでは「市長」の責務ではなく、「市」の責務としていますが、これは自治体としての「市」を主体とすることにより、市長のみならず、教育委員会や公営企業など他の執行機関も施策を策定・実施する主体となり、こどもの権利保障に関して市全体で取り組むことを表しています。

・第1項では、全てのこどもに対する支援について、基本理念にのっとり、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもみんなが社会の実現に向け、総合的かつ計画的にこども施策を推進することを規定しています。

・第2項では、こども施策の幅広い展開及び一層の充実を図るための必要な体制整備及びこどもへの支援について必要な財政上の措置をすることを規定しています。

・第3項では、こども・子育て支援に関わる関係者が連携してそれぞれの役割を果たし、効果的な支援が円滑に実施できるよう関係者同士の調整などを行うことを規定しています。

保護者の役割（第5条）

（保護者の役割）

第5条 保護者は、子育てについての第一義的な責任があることを認識し、こどもの最善の利益を考えるとともに、基本理念にのっとり、こどもの人格を尊重し、愛情をもってこどもの成長や発達に応じた養育に努めるものとする。

2 保護者は、家庭が乳幼児期からのこどもの人格形成に基本的な役割を果たすことを自覚し、こどもが豊かな人間性及び社会性を身につけて成長することができ、心身ともに安らかに過ごせるよう、こどもが健やかに育つ家庭環境づくりに努めるものとする。

【説明】

・保護者は、児童の権利に関する条約の第18条において「父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する」と規定しており、こども基本法第3条においても「こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有する」と規定されています。

・第1項では、保護者が、こども・子育てについて最も重要な役割を担う存在であると規定しています。

・第2項では、保護者は、こどもにとって家庭は育ちの基盤となる居場所であり、こどもの育ちに大きな影響を与えることを自覚し、保護者が愛情をもってこどもに接することで、安心感や自己肯定感を与えることにより、こどもが心身ともに安らかに過ごすことができ、健やかに育つ家庭環境づくりに努めることを規定しています。

地域住民の役割（第6条）

（地域住民の役割）

第6条 地域住民は、基本理念にのっとり、こどもへの支援の重要性について関心を持ち、及び理解を深めるとともに、地域活動等を通して、こども施策及びこどもの支援に関する取組に協力するよう努めるものとする。

【説明】

地域住民が基本理念にのっとり、こども支援への重要性について関心・理解を深めるとともに、市や育ち学ぶ施設が行う子育て支援に関する取り組みやこどもたちの見守り活動などの地域活動を通して、こども施策及びこどもの支援に協力する役割があることを規定しています。

育ち学ぶ施設の役割（第7条）

（育ち学ぶ施設の役割）

第7条 育ち学ぶ施設は、こどもの健やかな成長にとって重要な役割を果たす場であることを認識し、基本理念にのっとり、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- （1）こどもが主体的に考え、学び、行動する力を身に付けることができるよう支え、こどもの意見を尊重し、ともに考える機会を確保すること。
- （2）学び及び遊びを通じて、豊かな人間性及び社会性等を身に付けることができるよう、必要な支援を行うこと。
- （3）施設におけるこどもの安全を確保し、差別、虐待、体罰、いじめその他の問題からこどもを守り、こどもの不登校及びひきこもりに関する課題の解決に努め、こどもが安心して過ごすことができる場となるよう、必要な支援を行うこと。

【説明】

- ・第1号及び第2号では、こどもが成長段階に応じて、自ら学び、健やかに育ち、社会の中で生きていける力を身に付けることができるように支援に努めるよう規定しています。
- ・第3項では、就学前施設、学校等においてこどもが差別、虐待、体罰、いじめ等の重大な人権侵害に遭わないよう様々な面から守り、こどもが安全に安心して生活を送れるよう必要な支援を行うことを規定しています。

事業者の役割（第8条）

（事業者の役割）

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、こどもの健やかな成長を支援する活動を行うとともに、こども施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、子育てに関する理解を深めるとともに、従業員が仕事と子育てを両立できる職場環境の整備に努めるものとする。

【説明】

- ・第1項では、事業者は、その社会的影響力と社会的責任を認識した事業活動を行うとともに、ボランティア活動や環境問題への取組など、地域の方々が実施することもへの支援に対して協力するとともに、こどもの健やかな成長につながる支援に対して協力するよう努めるよう規定しています。
- ・第2項では、仕事と生活の両立（ワーク・ライフバランス）に配慮し、子育てに関する理解を深めることや、従業員が仕事と子育てを両立できる職場環境を整備するよう努めることを規定しています。

■第3章 施策の実施

第9条から第19条までは、条例の目的を達成するために市や保護者等が実施する、こどもや子育て家庭に対する取組について、基本となる事項を定めています。

こどもの成長の支援（第9条）

(こどもの成長の支援)

第9条 市は、こどもの性別、国籍、障害その他の特性にかかわらず、差別されことなく、こどもが置かれる環境又は状況に応じ、こどもが健やかに成長できるよう、安全かつ安心な環境を整備し、こどもが社会の一員として自分の考え又は意見を表明することにより社会に参加できる機会を設けるよう努めるものとする。

【説明】

・市は、性別、性自認及び性的指向、国籍、障害の有無、経済状況、家庭のかたち等のこどもの置かれている環境や状況にかかわらず、こどもが健やかに成長できるよう、ハード・ソフトの両面から総合的に課題を捉え、あらゆる危険からこどもを守り、安全に安心して生活できる環境づくりを進めるとともに、大人がこどもの社会参加に向けて、こどもが意見表明する機会を設けるよう努めることを規定しています。

相談支援体制の整備（第10条）

(相談支援体制の整備)

第10条 市は、こども及び当該家族への支援の充実を図るため関係機関等と連携し、こどもに関する問題についての相談体制の整備及び強化に努めるものとする。市は、こどもとその家族の支援の充実を図るため、こどもに関する問題について安心して相談をすることができるよう、関係機関等と連携し、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、総合的な相談体制の構築及び強化に努めるものとする。

【説明】

・市は、保護者やその家族が抱えるこどもに関する問題（妊娠、出産、育児、友人関係、進路など）や悩みを関係機関と連携し、相談内容の個人情報に関係する部分は相談者の不利益とならないよう適正に管理し、相談者が安心できるよう総合的に相談できる体制を築くとともに、体制強化に努めるよう必要な施策を講ずるよう規定しています。

特別な支援が必要なこどもへの支援（第11条）

(特別な支援が必要なこどもへの支援)

第11条 市は、障害その他の事由により特別な支援が必要なこどもが合理的な配慮を受けることにより健やかに成長するために、当該こどもの状況に応じた施策を講ずるものとする。

【説明】

・市は、こどもの障害や発達段階に応じた支援の必要性について、特別な支援が必要なこどもに対しライフステージに沿って切れ目のない一貫した支援の提供体制の構築を図るとともに、障害のあるこどもの健やかな育成を支援し、障害のあるこども及びその家族に対し、身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援など必要な施策の充実を図るなど、個々の状況を踏まえた支援施策に取り組むことについて規定しています。

・「特別な支援」という文言について、学校教育法第71条では「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者」と明記されており、「合理的な配慮」とは、障害のあるこどもたちが社会生活で直面する困りごとや障壁をなくすために必要な変更及び調整のことで、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、様々な場面において合理的配慮の提供が義務となっています。

虐待の予防等に関する取組（第12条）

（虐待の予防等に関する取組）

第12条 市は、地域住民、育ち学ぶ施設及び事業者と連携し、こどもへの虐待の予防、早期発見その他こどもへの虐待をなくすために必要な施策を講ずるものとする。

【説明】

・第1項では、市は、地域住民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と連携し、児童虐待の問題を未然に防止することと、早期に発見することで、こどもの被害を最小限とする施策に取り組むことを規定しています。

いじめ及び体罰の防止等に関する取組（第13条）

（いじめ及び体罰の防止等に関する取組）

第13条 市は、保護者等と連携し、いじめ及び体罰からこどもを守るために必要な施策を講ずるものとする。

【説明】

・本市では、「泉佐野市いじめの防止等に関する条例（令和元年泉佐野市条例第25条）」を制定し、いじめ問題の支援に向けた取組を進めていますが、本条は、家庭や学校などにおけるいじめや体罰を防止するために、市が行う取り組みについて、あらためて規定しています。

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法では「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」と定義されています。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

・「体罰」は、学校教育法第11条で「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と明確に禁止されています。

不登校及びひきこもりに関する取組（第14条）

（不登校及びひきこもりに関する取組）

第14条 市は、保護者等と連携し、こどもの不登校及びひきこもりに関する課題の解決のために必要な施策を講ずるものとする。

【説明】

・本条は、不登校やひきこもりのこども、あるいはそうしたこどもを持つ保護者が孤立しないよう、関係者や事業者等が連携し施策に取り組むことを規定しています。

・「不登校」とは、文部科学省の「令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校など生徒指導上の諸課題に関する調査」では、「年度間に30日以上登校しなかった児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く。）」と定義されています。

・「ひきこもり」とは、厚生労働省の「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」では、「様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊等）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念（他者と交わらない形での外出をしてもよい）」と定義されています。

経済的に困難な事情にある家庭のこどもへの支援（第15条）

（経済的に困難な事情にある家庭のこどもへの支援）

第15条 市は、経済的に困難な状況にある家庭に生まれ育ったこどもに対し、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- （1）こどもが自己肯定感その他自尊感情を損なうことなく健やかに育ち学ぶことができる環境を整備すること。
- （2）こどもが家事、家族の世話その他の事由により、学び、遊びその他のこどもにとって重要な時間及び経験が奪われることがないようにすること。

【説明】

・第1号では、こどもが家庭の社会・経済的背景に関わらず、自己肯定感や自尊感情等を損なうことなく最適な環境で生活できるよう支援をすることを規定しています。

・第2項では、ヤングケアラーの課題を解決するため、適切な支援を講ずることを規定しています。ヤングケアラーの法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、こども自身がやりたいことができないなど、こども自身の権利が守られていないと思われるこどもとされています。

全てのこどもへの適切な支援（第 16 条）

（全てのこどもへの適切な支援）

第 16 条 市は、前 5 条に定めるもののほか、こどもに対し、こどもの意思を尊重し、及びこどもの最善の利益が優先され、適切な養育環境が保障されるために必要な施策を講ずるものとする。

【説明】

・市は、全てのこどもに対し、その状況に応じ、こどもの意思を尊重し、こどもの最善の利益が優先され、適切な養育環境が保障されるための必要な施策を講ずるものと規定しています。例えば、ひとり親家庭やステップファミリー（子連れ再婚家庭）、里親、外国にルーツのある家庭のこども等が想定されます。

様々な家庭環境に応じた子育て家庭への支援（第 17 条）

（様々な家庭環境に応じた子育て家庭への支援）

第 17 条 市は、地域住民、育ち学ぶ施設及び事業者と連携し、全ての子育てを行う家庭に対し、当該家庭の環境又は状況に応じ、保護者が安心して子育てをすることができるよう、保護者に対し必要な支援を行うとともに、子育てしやすい環境の整備に努めるものとする。

【説明】

・核家族化の進行に伴う育児の孤立、子育て世代の社会的孤立、ひとり親家庭の増加、児童虐待の通告件数の増加、経済的な課題などを背景に、市の要保護児童対策地域協議会において支援の対象となる家庭が増加傾向にあります。

・市は、様々な課題を抱える家庭の状況に応じて、保護者に対して必要な支援に取り組むとともに、市の家庭児童相談室など、こども・子育てに関する課題について総合的に相談できる窓口の充実に取り組むこと等、こどもが安心して生活できるように個々の状況を見極め、地域社会と連携し、家庭環境に応じた幅広い支援を実施し、子育てしやすい環境づくりに努めるものと規定しています。

切れ目のない子育て支援（第 18 条）

（切れ目のない子育て支援）

第 18 条 市は、市民が安心してこどもを産み育て、こどもが健やかに成長することができるよう、妊娠前から出産までの期間及びその後の子育てにおける様々な段階及び状況に応じた、切れ目のない必要な施策を講ずるものとする。

【説明】

・子育て環境の整備は妊娠前から必要であることを踏まえ、市は、妊娠前から出産までの期間についても支援に取り組み、こどもの成長段階や状況に応じた必要な支援として、乳児を育てるすべての家庭への訪問や、子育てや母子保健に関する相談を広く受ける窓口の設置など切れ目のない子育て支援に取り組むことを規定しています。

こどもの居場所づくり（第 19 条）

（こどもの居場所づくり）

第 19 条 市は、家庭又は育ち学ぶ施設以外に、こどもが遊び又は様々な体験を通じて年齢の異なるこども及び地域住民と交流し、豊かな人間性を育むことができるこどもの居場所づくりの確保に努めるものとする。

【説明】

・市が、家庭環境にかかわらず、こどもたちが立ち寄り、自由に過ごし、食事や学習、団らんなどの交流を通して、地域の中で安全に安心して健やかに生活できる居場所づくりの確保に努めることを規定しています。

■ 第 4 章 施策の推進

第 4 章では、条例の目的を達成するため必要な計画の策定や進捗管理などについて定めています。

こどもへの情報提供（第 20 条）

（こどもへの情報提供）

第 20 条 市及び保護者等は、自らが行うこどもへの支援に関する施策及び取組について、こどもが理解を深め、自分の意見を形成するために必要な情報を、こどもにわかりやすく伝えるよう努めるものとする。

【説明】

・この条例の主体であるこどもが自分たちの持つ権利や受けられる支援を知ることが、この条例を制定する目的の一つであり、こどもたちに理解しやすい方法や言葉で伝え、こどもたちが理解しやすい情報発信に努めることを規定しています。

こどもの社会参加の促進（第 21 条）

（こどもの社会参加の促進）

第 21 条 市及び保護者等は、こどもの考え及び意見を尊重するとともに、こどもの主体的な社会活動を支援し、こどもの社会参加の促進に努めるものとする。

【説明】

・こどもは年齢や発達段階に応じた意見を表明することができます。また、こどもに関する施策を推進する際には、第一にこどもの最善の利益が考慮されなければなりません。この観点から、市や関係機関は、こどもに関する施策を推進する際には、こどもが地域社会に参加する機会や、多様な地域住民と交流する機会を増やすよう努めるとともに、こどもから出された意見を尊重し、こどもの主体的な活動を支援することを規定しています。

広報及び啓発（第 22 条）

（広報及び啓発）

第 22 条 市は、この条例及びこども施策の内容について、こども及び保護者等が関心を持ち、及び理解を深めるよう、年齢に応じた分かりやすい広報及び啓発を行うものとする。

【説明】

- ・市が、条例やこども施策の内容及び趣旨について、広報及び啓発を行うことについて規定しています。
- ・条例制定をもって、こどもの権利保障が達成されるわけではなく、条例を推進するためには、社会全体でこどもの権利を尊重することの重要性及びそれぞれの役割についておとなが共通の認識を持ち、連携して取り組むことが必要です。
- ・日本国憲法で保障されている基本的人権及び児童の権利に関する条約に定められているこどもの権利について大人が理解するとともに、こども自身が自らの権利及び他者の権利を尊重することを理解することが重要であることから、市が、条例及びこども施策の内容について、年齢に応じて分かりやすい内容で広く広報及び啓発を図る必要があることを規定しています。

調査研究等（第 23 条）

（調査研究等）

第 23 条 市は、こども施策を推進するため、情報収集、調査及び研究を行うものとする。

【説明】

市が、こども施策の推進に関する事項について、必要に応じて、市が調査や情報収集を行うことを定めています。

計画の策定等（第 24 条）

（計画の策定等）

第 24 条 市は、こども施策を推進するため、こども基本法第 10 条第 2 項に規定する計画を策定するものとする。

2 市は、この条例の運用状況及びこども施策の実施状況について、泉佐野市子ども・子育て会議条例（平成 25 年条例第 27 号）第 1 条に規定する泉佐野市子ども・子育て会議において定期的に検証を行うものとする。

【説明】

- ・第 1 項では、この条例に基づいたこども施策について、こども基本法に定められた「市町村こども計画」を定めることを規定しています。
- ・第 2 項では、この条例がどのように運用され、この条例に基づく事業が条例の理念に沿って実施されているかを、泉佐野市子ども・子育て会議で定期的に検証していくこととしています。

■第5章 雑則

委任（第25条）

（委任）

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

【説明】

・この条例の施行について必要なことは、市長が規則や要綱で別に定めることを規定しています。

附則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

■参考資料

○資料 1

●「こども」と「子ども」「児童」の表記について

本条例では「こども」という表記で統一していますが、他の法や条例等において「子ども」と表記されているものについては「子ども」と、「児童」と表記されているものについては「児童」と記載しています。

○資料 2

●「こどもの権利」とは

こどもの権利とは、こどもがもつ人権のことです。児童の権利に関する条約では、以下の 4 つの原則があります。

【4つの原則】

①生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

全てのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

②こどもの最善の利益（こどもにとって最もよいこと）

こどもに関することが決められ行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考える。

③こどもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

④差別の禁止（差別のないこと）

全てのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

また、条約の定める権利には、大きく分けると以下の **4 つの権利** があります。

【4つの権利】

① **生きる権利** 住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること

② **育つ権利** 勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

③ **守られる権利** 紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること

④ **参加する権利** 自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

（公益財団法人日本ユニセフ協会 HP より）

これらの権利は、この条例の制定により認められるものではなく、誰もが生まれながらにして持っているものであり、日本国憲法や児童の権利に関する条約及びこども基本法で保障されているものです。

○資料 3

●「児童の権利に関する条約」とは

児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）とは、こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満のこどもを権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様、ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めています。

前文と本文54条からなり、こどもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しています。

○資料 4

●子ども・子育て支援法（平成二十四年法第六十五号）

第6条 この法律において「こども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を行い、「小学校就学前こども」とは、こどものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護する者をいう。

○資料 5

● こども基本法（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

○資料 6

●「児童憲章」とは

日本国憲法に基づき、児童に対する正しい観念を確立し、全ての児童の幸福を図るために定められた児童の権利宣言。1951年(昭和26年)5月5日、広く全国各都道府県にわたり、各界を代表する協議員236名が、児童憲章制定会議に参集して、3つの基本綱領と12条の本文から成る児童憲章を制定しました。

制定の背景には、第二次世界大戦敗戦後の劣悪な社会・生活環境から児童を保護する必要性があり、こどもを親の従属物とみる戦前の児童観がいまだ十分に正されていない状況がありました。

○資料 7

●「生きる力」とは

文部科学省の新学習指導要領では、「生きる力」には知・徳・体といった三つの重要な要素がバランス良く組み合わせられた力のことだと表現しています。

- ①「知」確かな学力：基礎、基本を確実に身につけ、社会がどのように変化しようとも、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力のこと
- ②「徳」豊かな人間性：自らを律しつつ、他人と共に協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性のこと
- ③「体」健康・体力：たくましく生きるため健康で過ごすことや体力をつけること

○資料 8

●こども基本法（抜粋）

（都道府県こども計画等）

- 1 略
- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都 道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条 において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3～5 略

○資料 9

●泉佐野市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項の合議制の機関として設置するもの。